

■ 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン【参考4 総合評価における評価の進め方】

下記のとおり、誤記の訂正を行いました。現在掲載されている資料は、訂正を反映した正しいものとなっています。

(令和8年6月25日)

ページ	正	誤																																																																																																														
10	<p>表-5 総合評価結果の総括表（事例③）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部材</th> <th rowspan="2">維持管理レベル</th> <th colspan="4">点検診断</th> <th rowspan="2">①工学的知見・判断に基づく評価</th> <th rowspan="2">②現場的・行政的判断に基づく評価</th> <th rowspan="2">③施設の維持管理に関する方針</th> <th rowspan="2">総合評価の概要</th> </tr> <tr> <th>点検診断の項目</th> <th>点検診断結果の概要</th> <th>点検診断の項目ごとの性能低下度</th> <th>施設全体の性能低下度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">エプロン</td> <td rowspan="2">Ⅲ</td> <td>沈下、陥没</td> <td>変状なし。</td> <td>D</td> <td rowspan="8">C</td> <td rowspan="8"> (将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) - (緊急的措置の必要性) (利用面、財政面、代替案) - (応急的措置の必要性) - (計画的措置の必要性) - (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診断を実施 </td> <td rowspan="8"> <input type="checkbox"/>緊急的措置 <input type="checkbox"/>応急的措置 <input type="checkbox"/>計画的措置 <input checked="" type="checkbox"/>経過観察措置 </td> <td rowspan="8"> 本施設は近隣に代替施設のない大水深の岸壁で重要度は高い。施設全体の性能低下度はCであり、経過観察措置とする。ただし、供用期間延長の計画があり、設計供用期間延長までに詳細点検診断を実施する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td>コンクリートの劣化、損傷</td> <td>若干のひび割れが見られる。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ケーソン</td> <td rowspan="2">I</td> <td>側壁の劣化、損傷</td> <td>変状なし。</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>コンクリートの劣化、損傷</td> <td>変状なし。</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>上部工</td> <td>Ⅲ</td> <td>コンクリートの劣化、損傷</td> <td>局所的にひび割れが見られる。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>係船柱</td> <td>Ⅲ</td> <td>本体の損傷、破損、塗装のはがれ等の状態</td> <td>複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防衝設備</td> <td>Ⅲ</td> <td>本体の損傷、破損、取付け金具の腐食等の状態</td> <td><input type="checkbox"/>番の防舷材に亀裂がある。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>車止め</td> <td>Ⅲ</td> <td>本体の損傷、塗装、腐食</td> <td>△番の車止めに損傷がある。</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	部材	維持管理レベル	点検診断				①工学的知見・判断に基づく評価	②現場的・行政的判断に基づく評価	③施設の維持管理に関する方針	総合評価の概要	点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の項目ごとの性能低下度	施設全体の性能低下度	エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	変状なし。	D	C	(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) - (緊急的措置の必要性) (利用面、財政面、代替案) - (応急的措置の必要性) - (計画的措置の必要性) - (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診断を実施	<input type="checkbox"/> 緊急的措置 <input type="checkbox"/> 応急的措置 <input type="checkbox"/> 計画的措置 <input checked="" type="checkbox"/> 経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない大水深の岸壁で重要度は高い。施設全体の性能低下度はCであり、経過観察措置とする。ただし、供用期間延長の計画があり、設計供用期間延長までに詳細点検診断を実施する必要がある。	コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C	ケーソン	I	側壁の劣化、損傷	変状なし。	D	コンクリートの劣化、損傷	変状なし。	D	上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C	係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはがれ等の状態	複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。	C	防衝設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金具の腐食等の状態	<input type="checkbox"/> 番の防舷材に亀裂がある。	C	車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C	<p>表-5 総合評価結果の総括表（事例③）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部材</th> <th rowspan="2">維持管理レベル</th> <th colspan="4">点検診断</th> <th rowspan="2">①工学的知見・判断に基づく評価</th> <th rowspan="2">②現場的・行政的判断に基づく評価</th> <th rowspan="2">③施設の維持管理に関する方針</th> <th rowspan="2">総合評価の概要</th> </tr> <tr> <th>点検診断の項目</th> <th>点検診断結果の概要</th> <th>点検診断の項目ごとの性能低下度</th> <th>施設全体の性能低下度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">エプロン</td> <td rowspan="2">Ⅲ</td> <td>沈下、陥没</td> <td>変状なし。</td> <td>D</td> <td rowspan="8">C</td> <td rowspan="8"> (将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) - (緊急的措置の必要性) (利用面、財政面、代替案) - (応急的措置の必要性) - (計画的措置の必要性) - (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診断を実施 </td> <td rowspan="8"> <input type="checkbox"/>緊急的措置 <input type="checkbox"/>応急的措置 <input type="checkbox"/>計画的措置 <input checked="" type="checkbox"/>経過観察措置 </td> <td rowspan="8"> 本施設は近隣に代替施設のない大水深の岸壁で重要度は高い。施設全体の性能低下度はCであり、経過観察措置とする。ただし、供用期間延長の計画があり、設計供用期間延長までに詳細点検診断を実施する必要がある。 </td> </tr> <tr> <td>コンクリートの劣化、損傷</td> <td>若干のひび割れが見られる。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>鋼管杭</td> <td>I</td> <td>鋼材の腐食、亀裂、損傷</td> <td>腐食等はない。</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>鋼管杭(電気防食)</td> <td>Ⅱ</td> <td>電気防食</td> <td>防食管理電位が維持されている(-950mV)。</td> <td>D</td> </tr> <tr> <td>上部工</td> <td>Ⅲ</td> <td>コンクリートの劣化、損傷</td> <td>局所的にひび割れが見られる。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>係船柱</td> <td>Ⅲ</td> <td>本体の損傷、破損、塗装のはがれ等の状態</td> <td>複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>防衝設備</td> <td>Ⅲ</td> <td>本体の損傷、破損、取付け金具の腐食等の状態</td> <td><input type="checkbox"/>番の防舷材に亀裂がある。</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>車止め</td> <td>Ⅲ</td> <td>本体の損傷、塗装、腐食</td> <td>△番の車止めに損傷がある。</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	部材	維持管理レベル	点検診断				①工学的知見・判断に基づく評価	②現場的・行政的判断に基づく評価	③施設の維持管理に関する方針	総合評価の概要	点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の項目ごとの性能低下度	施設全体の性能低下度	エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	変状なし。	D	C	(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) - (緊急的措置の必要性) (利用面、財政面、代替案) - (応急的措置の必要性) - (計画的措置の必要性) - (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診断を実施	<input type="checkbox"/> 緊急的措置 <input type="checkbox"/> 応急的措置 <input type="checkbox"/> 計画的措置 <input checked="" type="checkbox"/> 経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない大水深の岸壁で重要度は高い。施設全体の性能低下度はCであり、経過観察措置とする。ただし、供用期間延長の計画があり、設計供用期間延長までに詳細点検診断を実施する必要がある。	コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C	鋼管杭	I	鋼材の腐食、亀裂、損傷	腐食等はない。	D	鋼管杭(電気防食)	Ⅱ	電気防食	防食管理電位が維持されている(-950mV)。	D	上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C	係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはがれ等の状態	複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。	C	防衝設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金具の腐食等の状態	<input type="checkbox"/> 番の防舷材に亀裂がある。	C	車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C
部材	維持管理レベル			点検診断								①工学的知見・判断に基づく評価	②現場的・行政的判断に基づく評価	③施設の維持管理に関する方針	総合評価の概要																																																																																																	
		点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の項目ごとの性能低下度	施設全体の性能低下度																																																																																																											
エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	変状なし。	D	C	(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) - (緊急的措置の必要性) (利用面、財政面、代替案) - (応急的措置の必要性) - (計画的措置の必要性) - (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診断を実施	<input type="checkbox"/> 緊急的措置 <input type="checkbox"/> 応急的措置 <input type="checkbox"/> 計画的措置 <input checked="" type="checkbox"/> 経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない大水深の岸壁で重要度は高い。施設全体の性能低下度はCであり、経過観察措置とする。ただし、供用期間延長の計画があり、設計供用期間延長までに詳細点検診断を実施する必要がある。																																																																																																								
		コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C																																																																																																												
ケーソン	I	側壁の劣化、損傷	変状なし。	D																																																																																																												
		コンクリートの劣化、損傷	変状なし。	D																																																																																																												
上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C																																																																																																												
係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはがれ等の状態	複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。	C																																																																																																												
防衝設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金具の腐食等の状態	<input type="checkbox"/> 番の防舷材に亀裂がある。	C																																																																																																												
車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C																																																																																																												
部材	維持管理レベル	点検診断				①工学的知見・判断に基づく評価	②現場的・行政的判断に基づく評価	③施設の維持管理に関する方針	総合評価の概要																																																																																																							
		点検診断の項目	点検診断結果の概要	点検診断の項目ごとの性能低下度	施設全体の性能低下度																																																																																																											
エプロン	Ⅲ	沈下、陥没	変状なし。	D	C	(将来計画の評価) ・供用期間延長の計画有り (維持工事等の計画) - (緊急的措置の必要性) (利用面、財政面、代替案) - (応急的措置の必要性) - (計画的措置の必要性) - (点検診断計画変更の必要性) ・設計供用期間未までに詳細点検診断を実施	<input type="checkbox"/> 緊急的措置 <input type="checkbox"/> 応急的措置 <input type="checkbox"/> 計画的措置 <input checked="" type="checkbox"/> 経過観察措置	本施設は近隣に代替施設のない大水深の岸壁で重要度は高い。施設全体の性能低下度はCであり、経過観察措置とする。ただし、供用期間延長の計画があり、設計供用期間延長までに詳細点検診断を実施する必要がある。																																																																																																								
		コンクリートの劣化、損傷	若干のひび割れが見られる。	C																																																																																																												
鋼管杭	I	鋼材の腐食、亀裂、損傷	腐食等はない。	D																																																																																																												
鋼管杭(電気防食)	Ⅱ	電気防食	防食管理電位が維持されている(-950mV)。	D																																																																																																												
上部工	Ⅲ	コンクリートの劣化、損傷	局所的にひび割れが見られる。	C																																																																																																												
係船柱	Ⅲ	本体の損傷、破損、塗装のはがれ等の状態	複数の係船柱に塗装のはがれが見られる。	C																																																																																																												
防衝設備	Ⅲ	本体の損傷、破損、取付け金具の腐食等の状態	<input type="checkbox"/> 番の防舷材に亀裂がある。	C																																																																																																												
車止め	Ⅲ	本体の損傷、塗装、腐食	△番の車止めに損傷がある。	C																																																																																																												